

郷土博物館だより [つはく]

# 津博

TSUHAKU

2019. 1 No.99

## トピックス

第116回文化財めぐり  
中学生のインタビュー訪問  
古文書講座開催中  
資料の貸し出し

## 資料紹介

京都御屋鋪御買上ヶ証文

梶村 明慶

## 研究ノート

津山藩の刑罰について  
- 『町奉行日記』文化三年の事例をもとに -  
服部 綾乃

## お知らせ

耐震改修工事の本格化にともなう資料閲覧  
等の制限について



津山郷土博物館

Tsuyama City Museum

## 第116回 文化財めぐり

11月17日に文化財めぐりを開催しました。今回は市内野村～榎周辺を歩き、陽地神社など地元の神社や石碑を見学しました。当日は天気もよく、秋の一日を参加者のみなさんには楽しんでいただけたと思います。



## 中学生のインタビュー訪問

11月1日に北陵中学校1年生5人が「津山再発見」訪問インタビューとして、当館に調査にきました。津山城に関してのことや、津山城を築城した森忠政のことについて、熱心に質問をしていました。11月21日にこの調査の内容をまとめてクラスで発表をしたとのことでした。



博物館キャラクター「鶴若」

お城のことがよく  
分かったかな？



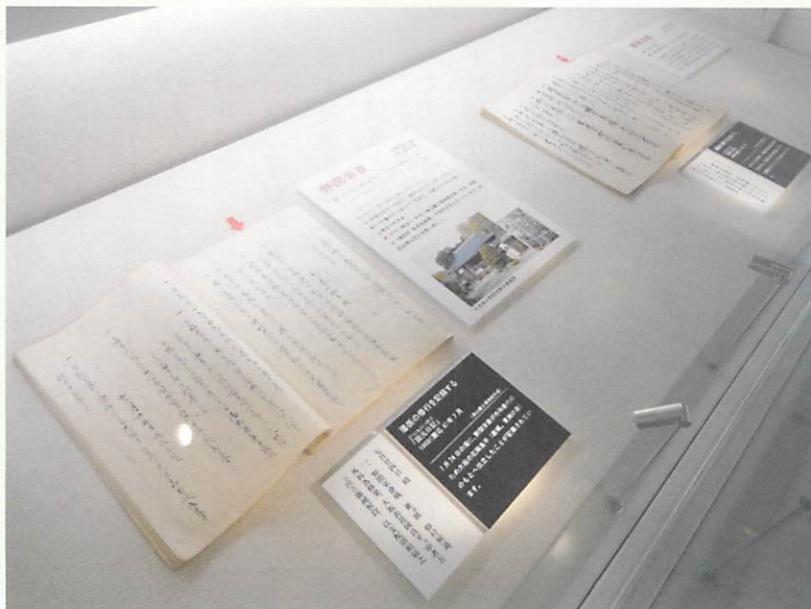
## 古文書講座開催中

現在、耐震改修工事のため休館中ですが、今年度も古文書講座を行っています。館内での開催は難しいため、今年度は当館隣の津山圏域雇用労働センターで開催しています。引き続き来年度もこの会場で開催の予定です。受講生のみなさまにはご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



## 資料の貸し出し

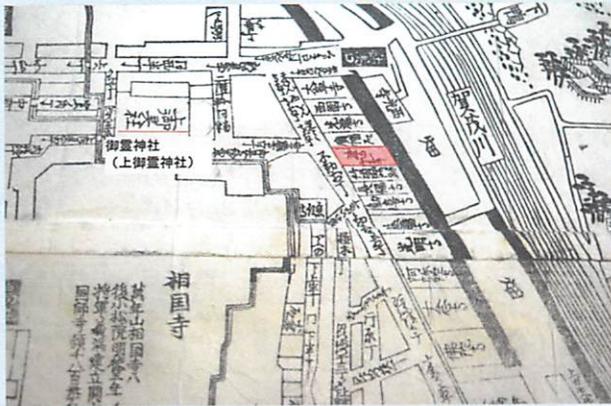
平成30年12月1日～平成31年2月24日の会期で洋学資料館にて開催されている平成30年度冬季企画展「美作地域の華岡門人」に当館所蔵資料を貸し出しています。貸し出したのは、津山藩松平家文書の中から国元日記4点となっています。



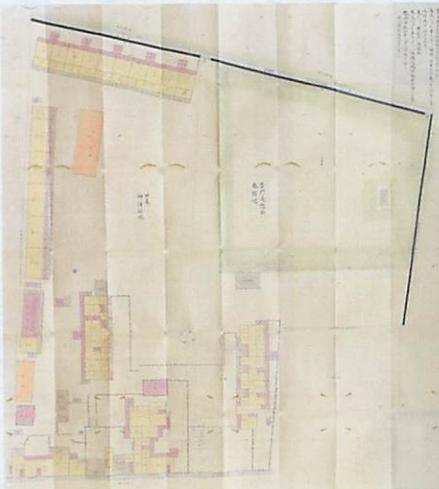
# 京都御屋敷御買上ケ証文

梶村 明慶

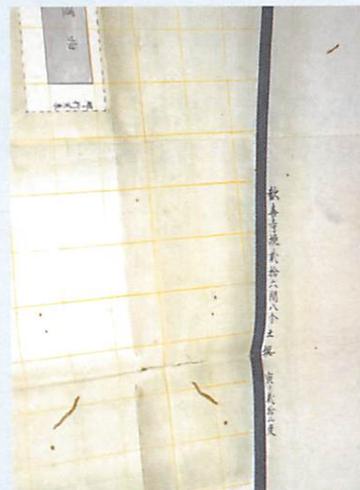
江戸時代、江戸や大坂に加え、天皇のいる京都へ屋敷を持つている大名家も多くいました。津山藩松平家も京都に屋敷を持つており、天保二年（一八三二）作成の「改正京町絵図細見大成」を見ると御霊神社・相国寺の東の寺町通りに「津山ヤシキ」として描かれています。（図①の赤く着色した箇所）明治三年に津山藩が作成した京都藩邸の図面では南隣が歡喜寺となっており、敷地の大きさの変動はありますが、前述の京町絵図とほぼ同じ場所に描かれ、この場所に津山藩の屋敷があったことは間違いないようです。



図①「改正京町絵図細見大成」



図②「御藩邸惣絵図」

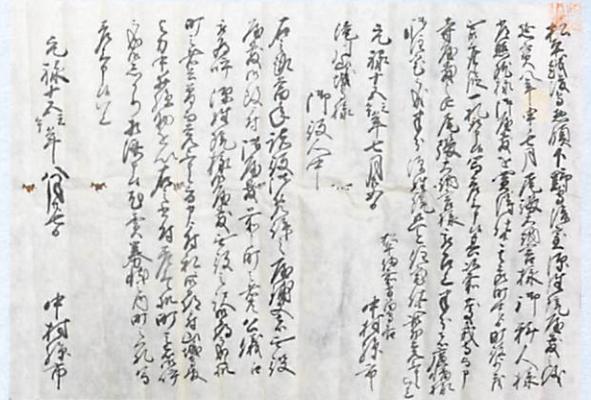


図③「御藩邸惣絵図」(部分)

この京都の屋敷を津山藩松平家が手に入れた経緯の手がかりとなる資料が津山藩の藩政資料である「津山藩松平家文書（県指定重文）」の中に残されています。それが今回ご紹介する「京都御屋敷御買上ケ証文」です。この資料は六通の文書と、それぞれの写しと思われるもの、合計十二通あり、(A) 購入の経緯を京都町奉行所へ報告した内容の控、(B) 土地売買の証文、(C) 松平家側から町役を支払わない旨を町側に伝える書面と、(D) それを町側が受け入れる書面、(E) 松平家が町へ支払った銀の覚、(F) 明治以降に、これらの文書を調査した報告書となっています。

まず、上記(A)から屋敷を松平家が購入した経緯を見てみます。それには、この屋敷は、まだ松平家が津山を拝領する前、越後高田時代の延宝八年（一六八〇）に源性院が尾張大納言御料人様から買ったと記されています。そして、この周辺の土地は元々慶戒寺という寺で、尾張家が所有した後、半分は公家の広幡家、もう半分は源性院の屋敷となったともあります。また、この文書は元禄十五年（一七〇二）の日付となっており、この年に京都町奉行所が町役のかかっていない屋敷の調査を行ったとのことで、津山藩が屋敷の購入と町役免除に至った経緯を報告した控えと見られます。（図④）

なお、源性院という人物は、この文書には「松平越後守惣領下野守後室」と記されています。この下野守は松平光長の長男綱賢を指しますが、『津山温知会誌』第二編に収録されている「松平家御系図」には、綱賢の継室の諡は「源正院」とあります。この「源性院」と「源正院」は音が同じという事で同一人物だとすれば、公家の園池家出身で、綱賢が延宝二年（一六七四）に亡くなるまで、京都に戻りません。その後一時は江戸で暮らしますが、再度京都へ戻り享保十二年（一七二七）



図④

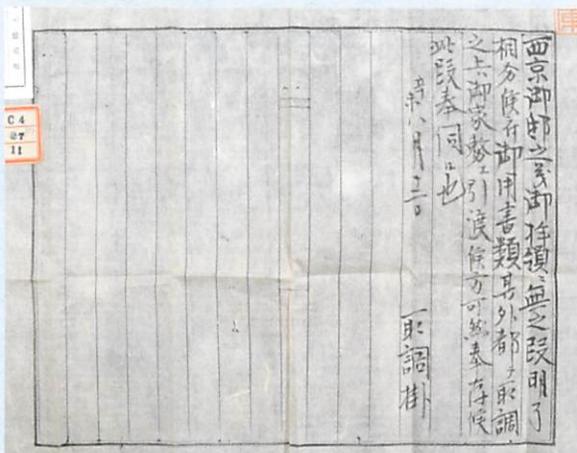
京都で亡くなります。(前掲「松平御系図」より) これらの経緯から見ると、津山藩松平家の京都屋敷は、源性(正)院が夫の死後、京都で暮らすため、松平家が用意した屋敷が基になっていたのかもしれない。

その後、時代が下り明治維新の後、政府が東京に置かれると、京都屋敷の必要性は急速に失われ、財政難にあえぐ諸藩は京都屋敷の管理にまで手が回らず、明治二年(一八六九)頃には多くの藩邸が荒れるに任せた状態になっていました。そこで、政府は京都府の建言を入れ、明治三年(一八七〇)藩邸内に桑茶等の農作物を植えることで土地を有効に利用するか、また、それが不可能な場合は土地自体の売却または政府への上納を命じることとなります(二〇〇六・四・一『京都府総合資料館総合資料館だより』

所収「明治の京都藩邸処分」参照)。当時の津山藩の京都の日記をみると、政府には「津山藩ではすでに屋敷の空地を畑にして耕している。荒地があれば今後も力を尽くして耕すようにする。」という趣旨の届けをし、藩邸を手放さなかったようです。この時、津山藩と同様に売払い、また上納に応じた藩はほとんどなかったようで、二年後の明治五年(一八七二)、政府は諸藩邸を全て現状のまま上邸する命令を出すことになりました(同上「明治の京都藩邸処分」)。これにより、津山藩の京都屋敷が実際に上邸されてしまったのかどうかはよく分かっていませんが、そのヒントとなる文書が辛未八月十二日付けの文書です。(図⑤)紙質や様式などからしてこの「辛未」の干支は政府が京都藩邸の有効利用を命じた明治三年と上邸を命じた明治五年の間の明治四年のものと思われる。

文書には、「西京御邸之義御拝領二無之段明了相分候二付書類其外都テ取調之上ハ御家務工引渡候方可然奉存候此段奉伺候也 取調掛」とあり、証拠書類など調査の結果、京都の屋敷は拝領したものではないとの結論になっています。この当時は、七月の廃藩置県の直後でもあり、わざわざ拝領したものであるかどうかを調査している所を見ると、藩知事を罷免された松平家に関して、後の津山県に引き継がれる公的な財産と、松平家の私的な財産との区別を確認する調査が

行われていたのではないかと推測できます。もしそうであり、京都の屋敷が松平家の私的財産として政府からも認められたのであれば、明治五年の太政官布告では収公されず、松平家の屋敷としてこの後も存続した可能性も考えられます。現在、京都屋敷跡周辺で近所の古老に話を聞くと、「昔、この辺りに松平という公家の屋敷があった。」という話を聞いたり、当館収蔵資料にも京都屋敷とされる写真があったりと、明治以降の存続をうかがわせるものも存在します。しかし、これらの真偽を含め、明治以降の京都屋敷の実態はよく分かっておらず、今後も調査を続けていきます。いずれにしろ今回の資料は、津山藩の京都藩邸を考える上で、重要な資料と言えます。



図⑤

## 津山藩の刑罰について

## 『町奉行日記』文化三年の事例をもとに

服部 綾乃

刑罰と聞いてどのようなものかと思ひ浮かぶだろうか。罰金や禁固刑から死に至るものまでさまざまであり、それは現代だけでなく江戸時代でも同じである。今回は、『津山松平藩町奉行日記』（以下『町奉行日記』とする）文化三年（一八〇六）に出てくる、無宿盗人佐平の事例を取り上げる。

文化三年二月五日、町奉行から派遣された者たちによって佐平は捕らえられる。同月九日に一回目の取調を受け、前年八月に佐久間・古市・久原宅へ盗みに入ったことを白状した。佐平をかくまっていた長治と共に二度目の取調を受けるが、両者の供述に相違があることから後日改めてめられることとなる。四月二十九日に三回目の取調が行われ、五月六日には佐平と長治の口書（現代の供述調書に当たるもの）が取り決められた。

ここで、佐平が盗みに入った三人について触れておく。佐久間は津山藩士の中でも家老、古市は使番格である。この当時の絵図がないので定かではないが、前後の絵図から佐久間と古市

両氏の屋敷は「郭内」に、津山藩医の久原は田町に住んでいたと推測される。城下には数々の津山藩士の屋敷があるが、ここでの「郭内」は堀の内側にあたる部分であると考えられる。つまり、佐平は堀の内側に居を構える上級藩士の屋敷で盗みを働いたということである。

取調が済んだ後は判決を出さなければならぬ。五月十八日に町奉行から御用番へ口書を添えて裁許願が出されている。しかし、二十八日に判決を再考したものを町奉行が再度提出していることから、提出したものは不適切と判断され、町奉行に差し戻されたようである。その後しばらく間が空き、十月二十一日に御用番から町奉行へ、佐平を打首獄門とする旨が伝えられた。十月二十五日には、「今六時揃<sup>ニ</sup>而左之もの共兼田<sup>ニ</sup>おいて死刑申付候」（『町奉行日記』）、「右死罪之者共取計相済候段大目付<sup>ハ</sup>以御小納戸申上之」（『国文日記』）とあり、この日に佐平本人に打首獄門の判決が言い渡され、同日中に刑が執行されたことがわかる。

打首獄門とはどのような刑なのか。打首とは

江戸時代の刑罰の一つで、斬首刑の一般的な呼称である。獄門も同じく江戸時代の刑罰の一つ。牢内で死罪になった者の首を獄門台に晒すものであり、死刑の中でも重いものであった。

町方支配の手引き書である『御家御定書』の「獄門其外晒物取捨方之事」を見ると、「是迄獄門等有之節、三日三夜穢多番<sup>ニ</sup>付置晒、翌朝番引取候<sup>而</sup>も、首并死骸等其儘<sup>ニ</sup>而、何ぞ故障有之節迄者差置候」とある。獄門等で晒し物となった首や死体については、三日三夜晒し置き、翌朝当番の者が引き上げる。引き上げた首や死体は、埋葬等をせずに支障をきたすようになるまではそのままにしておく、ということである。

このことを踏まえて、もう一度『町奉行日記』の関連記事を見てみると、気になる点が出てくる。まず一つ目に佐平の首が晒されたタイムイングについて。十月二十九日条には、翌三十日に幕府の役人が津山藩領を通行するにあたり、兼田に晒している獄門首をどうするか、郡代から相談を受けた旨が書かれている。相談の結果、首を晒してから三日以内であっても、大名や役

人が通行する際には引き上げることとなっていたため、通行当日の朝に片付けることが決まった。そうすると、ここでずれが生じる。十月三十日が三日三夜の途中であるなら、獄門台に首が晒されたのは二十八日か二十九日と考えられる。ところが、先にも述べた通り二十五日に刑は執行されていたはずである。つまり、刑が執行されてから獄門台に首が晒されるまで数日あったということになる。しかし、管見の限りこれ以外に具体的な例が見当たらないため、恒的に刑の執行から数日空けて獄門台に晒されていたのか、今回たまたま間が空いてしまったのか、この事例のみで結論づけることはできない。

また、晒した首を三日三夜の途中で引き上げているという点も興味深い。この関連記事をもう少し詳細に見てみると、郡代からの相談は、「大名や幕府の役人の区別は定かではないが、通行する際は三日の途中であっても獄門首を片付けるように記憶している。しかし、調べても見つからないので教えてほしい。」という内容であった。このことから、途中で首を片付けるのは今回だけでなく、以前にも行われていたことがわかる。そこで、同じような例を『町奉行

日記』で探してみると、寛政五年（一七九三）の記事に見つかった。詳細な記述はないが、この年にも獄門刑となった者がいたようで、「御発駕ニ付兼田獄門取捨候様ニ昨日牢番江申付為取計候」とある。このときは幕府の役人ではないが、藩主の発駕を理由に片付けられている。いずれも共通しているのは、身分の高い者の目に触れる可能性がある場合、本来定められている期間が終わっていなくとも獄門首を片付けているということである。罪人を死罪にした上で獄門台に首を晒すという刑は非常に残酷であり、かつ、見せしめとすることで犯罪の抑止を期待するものであっただろう。それでも尚、高位者に対して体裁を気にしている様子が見て取れるのは非常に興味深い。

以上、『町奉行日記』に出てくる刑罰の中でも特徴的な打首獄門の事例について検討した。日記に記されている件数も少なく、あまり詳細な記述がないために、推測にとどまってしまった。今回は『町奉行日記』を中心としたが、今後他の史料や地域との比較が必要なテーマである。



嘉永津山城下町絵図 (部分) ※着色部分が「郭内」

## お知らせ

## 耐震改修工事の本格化にともなう 資料閲覧等の制限について

現在、当館は耐震改修工事のため休館中ですが、研究のための資料閲覧等には対応しておりました。しかし、今後の工事の本格化にともない、資料閲覧やお問い合わせなどお断りさせていただく日が多くなると予想されます。そのため、資料閲覧などご利用の際は、**必ず事前にご予約をお願いいたします。**

### 閲覧対応日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時

### お問合せ先

TEL(0868) 22-4567

午前8時30分～午後5時15分

<月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）>

 博物館だより「つはく」  
No.99 平成31年1月1日

 津博  
TSU博

〔編集・発行〕 津山郷土博物館  
〒708-0022 岡山県津山市山下92  
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874  
E-mail tsu-haku@tv.tn.ne.jp

〔印刷〕 有限会社 二葉印刷

### 休館中のご案内

#### 〔資料閲覧〕

閲覧可能日：月曜日～金曜日（要予約）  
（祝日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時

#### 〔頒布資料について〕

当館発行の頒布資料につきましては、原則郵便にて受け付けます。詳細はお問合せください。